

議案第 55 号

五ヶ瀬町印鑑条例の一部改正について

五ヶ瀬町印鑑条例の一部を改正したいので、議会の議決を求める。

令和 元 年 9 月 4 日提出

五ヶ瀬町長 原田俊平

令和 年 月 日

五ヶ瀬町議会議長 甲斐政國

五ヶ瀬町印鑑条例の一部を改正する条例

五ヶ瀬町印鑑条例（昭和 50 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 81 号」の次に「。以下「法」という。」を加え、同項中「本町の住民基本台帳」を「本町が備える住民基本台帳」に改める。

第 5 条第 2 項第 1 号を次のように改める。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳施行令（昭和 42 年政令第 292 号。以下「令」という。）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第 30 条の 16 第 1 項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組合せたもので表していないもの

同項第 2 号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第 6 条第 1 項第 3 号を次のように改める。

(3) 氏名（氏に変更があったものに係る住民票に旧氏の記載（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調整する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合には氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合には氏名及び当該通称）

第 12 条第 1 項第 3 号中「氏」の次に「（氏に変更があった者については、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

第 13 条第 2 項中「光学画像読取装置」の次に「（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）」を加え、「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 11 月 5 日から施行する。